

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホンコン ベイダー ジェード バード インベストメンツ リミテッド(HK Beida Jade Bird Investments Limited)
【住所又は本店所在地】	17th Floor, V Heun Building, 138 Queen 's Road Central, Central, Hong Kong
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2023年8月31日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	グローム・ホールディングス株式会社
証券コード	8938
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（香港条例に基づく閉鎖有限会社）
氏名又は名称	HK Beida Jade Bird Investments Limited
住所又は本店所在地	17th Floor, V Heun Building, 138 Queen's Road Central, Central, Hong Kong
事務上の連絡先及び担当者名	弁護士法人創知法律事務所 弁護士 藤本一郎
電話番号	03-6268-0962

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No4
訂正される報告書の報告義務発生日	2023年8月24日
訂正箇所	変更報告書No4においては、義務発生日の翌日の取引（8月25日取引）の後の結果を記載したが、義務発生日（8月24日）までの取引の結果を記載すべきところであったため、8月24日現在の情報に訂正する。

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	2,242,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 2,242,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	2,242,600
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者）/ 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	2,292,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 2,292,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T		2,292,600
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者）/ 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年6月29日現在）	V	9,051,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		24.78
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		26.80

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2023年6月29日現在）	V	9,051,000
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		25.33
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		26.80

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2023年8月21日	普通株式	13,000	0.14	市場内	処分	
2023年8月24日	普通株式	120,000	1.33	市場内	処分	
2023年8月25日	普通株式	50,000	0.55	市場内	処分	

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2023年8月21日	普通株式	13,000	0.14	市場内	処分	
2023年8月24日	普通株式	120,000	1.33	市場内	処分	

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）		0
借入金額計（X）（千円）		0
その他金額計（Y）（千円）		2,377,257
上記（Y）の内訳	提出者は、発行者に対して債権を保有していた提出者の株主のうちの1社であるBeijing Beida Jade Bird Investments Limited（代表者CHEN Shuxin 所在地Vistra Corporate Service Center, Wickhams Cay II, Road Town, VG1110, British Virgin Islands）から元金30億円及び利息金1億0237万6000円の債権譲渡を受け、これを株式に転換（Debt Equity Swap）した。このため、提出者は、上記株主に対し、同額の債権譲渡代金の支払義務を負った（現在は、かかる債務を他の株主に対し未払金として負担している。）。株式保有割合の低下に伴い、上記取得資金も応分に減少させたものである。	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）		2,377,257

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (7)【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	2,430,259
上記(Y)の内訳	提出者は、発行者に対して債権を保有していた提出者の株主のうちの1社であるBeijing Beida Jade Bird Investments Limited(代表者CHEN Shuxin 所在地Vistra Corporate Service Center, Wickhams Cay II, Road Town, VG1110, British Virgin Islands)から元金30億円及び利息金1億0237万6000円の債権譲渡を受け、これを株式に転換(Debt Equity Swap)した。このため、提出者は、上記株主に対し、同額の債権譲渡代金の支払義務を負った(現在は、かかる債務を他の株主に対し未払金として負担している)。株式保有割合の低下に伴い、上記取得資金も応分に減少させたものである。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,430,259